

## 第2回 中間市立小中学校通学区域審議会 会議概要書

- 1 日 時 令和7年11月5日（水）午後3時30分
- 2 場 所 中間市役所別館3階 特別会議室
- 3 出席者 中村委員、有村委員、長谷川委員、下田委員、阿部委員、小田委員、浦野委員、津田委員、高島委員、仰木委員、合谷委員、三根委員、小林委員（計13名）
- 4 欠席者 高橋委員、角委員（計2名）
- 5 事務局 船元学校教育課長、齋指導室長、掛橋課長補佐、山口教育総務課長、近野課長補佐、原田計画係長、原（計7名）
- 6 傍聴者 2名
- 7 議事次第  
(議題)  
1 スケジュール案について  
2 新中学校校区について  
3 事務連絡
- 8 会議概要  
○スケジュール案について  
・事務局よりスケジュール案の説明をしました。  
・多くの委員が出席できるよう、前回の案から一部、日時を変更しました。  
・令和8年3月に答申することを目標として審議を進めていただきたいと考えています。  
・議題について前回の案から修正はなく、想定される内容としています。

- 今後の開催予定は次のとおりです。

	開催日時	会場	議題（案）
第3回	令和7年12月4日（木） 午後3時30分から	市役所別館3階 特別会議室	第2回審議会に係る 意見、質問について
第4回	令和8年1月8日（木） 午後3時から	市役所別館3階 特別会議室	意見集約
第5回	令和8年2月4日（水） 午後3時30分から	市役所本館3階 第2第3会議室	答申（案）について
第6回	令和8年3月5日（木） 午後3時30分から	市役所本館3階 第2第3会議室	答申

- 都合により日程変更の必要性が生じたときは、なるべく多くの委員に出席いただけ  
るよう、改めて調整します。

### ■事務局説明後、質疑

質疑1：この審議会を今年度中に終わらせたいとのことですが、審議会の進み具合  
によっては追加の開催もあり得ることでしょうか。

⇒3月までというのは目標であり、必要な審議は十分に重ねていただく必要  
があると考えています。しかし、校区が決まらなければ整備する学校の規  
模が決まらないため、学校の開校がずれていくことに繋がります。そのた  
め、なるべくスピーディーにかつ必要な議論は十分に重ねていただきたい  
と考えています。

### ○新中学校区について

- 事務局で検討した、大きく分けて①から④の4区分、合計して中学校区案8種類と  
想定される小学校区案4種類の草案について説明しました。
- 今回の通学区域審議会は、中学校施設の再編に向けた新中学校区を審議しますが、  
再編後の新小学校区を想定した新中学校区の審議をお願いしたいと考えており、現  
時点で想定される新小学校区案を併せて提示しています。
- 再編後の各学校を現在の学校名を用いた仮称で示しています。
- 地図内の太線で校区を分けた案としており、それぞれに本年、2040年、2060年の  
生徒数見込みと、文部科学省が定める学校規模区分の見込みを示しています。

## 1 案①について（現在の校区を尊重した案）

### (1) 案①- 1

- ・遠賀川で校区を分けた案です。
- ・校区が遠賀川西部と東部で分かれるため明確です。
- ・生徒数の差が極めて大きく、新中間中学校区は通常学級が1学年1学級、新中間東中学校区は1学年8学級程度が見込まれるため、双方の学校運営に支障をきたすおそれがあります。

### (2) 案①- 2

- ・現在の中間中学校区とそれ以外に分けた案です。
- ・新中間中学校区が現在と変わらないため、混乱は少ないと思われます。
- ・生徒数の差が大きく、新中間中学校区は通常学級が1学年2学級、新中間東中学校区は1学年7学級程度が見込まれるため、特に新中間東中学校の運営に支障をきたすおそれがあります。

### (3) 案①- 3

- ・現在の中間中学校区に、飛び地となっている宮林自治会を除く中間北中学校区を加えた案です。
- ・現在の中学校区を基準としているため、混乱は少ないと思われます
- ・遠賀川東部の一部に、新中間東中学校の方が直線距離で近くなる地域が生じます。
- ・生徒数の差はかなり縮まり、新中間中学校もクラス替えが可能な規模を一定程度維持できる見込みです。

### (4) 小学校区案①

- ・中学校区案①- 1から3を検討する際に視野に入れる小学校区案です。
- ・新底井野小学校区は変更ありません。
- ・新中間北小学校区は現在の中間小学校区と中間北小学校区から宮林自治会を除いたものです。
- ・新中間西小学校区は現在の中間東小学校区、中間西小学校区、中間南小学校区に宮林自治会を加えたものです。
- ・新底井野小学校区は通常学級が1学年1学級となる小規模校、新中間北小学校区は将来的に適正規模になる大規模校、新中間西小学校区は将来に渡って31学級以上である過大規模校となる見込みです。
- ・生徒数の差が極めて大きく、新底井野小学校と新中間西小学校において学校運営に支障をきたすおそれがあります。

## 2 案②について（概ね市の中心で東西に校区を分けた案）

### (1) 中学校区案②－1

- ・現在の中間中学校区に唐戸・本町・土手ノ内自治会を加えた、概ね市の中央で東西に分けた案です。
- ・一定程度、生徒数の差は縮まりますが、新中間中学校は近い将来に小規模校となる見込みです。

### (2) 中学校区案②－2

- ・②－1の新中間中学校区に宮林自治会を除く中間北中学校区を加えた案です。
- ・生徒数の差はかなり縮まり、両校ともクラス替えが可能な規模を一定程度維持できる見込みです。
- ・遠賀川東部の一部に新中間東中学校の方が直線距離で近くなるが、新中間中学校校区となる地域が生じます。

### (3) 小学校区案②

- ・中学校区案②－1から2を検討する際に視野に入れる小学校区案です。
- ・新底井野小学校区は現在の校区に唐戸・本町・土手ノ内・中町・鳥森自治会を加えたものです。
- ・新中間北小学校区は現在の中間小学校区と中間北小学校区から中町・鳥森・宮林自治会を除いたものです。
- ・新中間西小学校区は現在の中間東小学校区、中間西小学校区、中間南小学校区に宮林自治会を加え、唐戸・本町・土手ノ内自治会を除いたものです。
- ・3つの新小学校の児童数の差は一定程度縮まりますが、新中間西小学校区は将来にわたって31学級以上である過大規模校となる見込みです。

## 3 案③について（②案の新中間中学校区に新手自治会を加えたもの）

### (1) 中学校区案③－1

- ・②－1の新中間中学校区に新手自治会を加えた案です。
- ・②－1と同様、一定程度、生徒数の差は縮まりますが、新中間中学校は近い将来に小規模校となる見込みです。

### (2) 中学校区案③－2

- ・②－2の新中間中学校区に新手自治会を加えた案です。
- ・②－2と同様、生徒数の差はかなり縮まり、両校ともクラス替えが可能な規模を一定程度維持できる見込みです。

### (3) 小学校区案③

- ・中学校区案③-1から2を検討する際に視野に入れる小学校区案です。
- ・新底井野小学校区は現在の校区に唐戸・本町・新手・土手ノ内・中町・鳥森自治会を加えたものです。
- ・新中間北小学校区と新中間西小学校区の境界は、主に筑豊電気鉄道の線路としています。
- ・新中間北小学校区は中間小学校区と中間北小学校区から中町・鳥森自治会を除き、上蓮花寺・徳若・扇ヶ浦二区・太賀自治会を加えたものです。
- ・新中間西小学校区は現在の中間東小学校区、中間西小学校区、中間南小学校区から唐戸・本町・新手・土手ノ内・上蓮花寺・徳若・扇ヶ浦二区・太賀自治会を除いたものです。
- ・3つの新小学校の児童数の差はかなり縮まり、新中間西小学校区は近い将来、大規模校となる見込みです。

## 4 案④について（現在の中間中学校区から岩瀬西町・川端・栄町・片峯町・昭和町・御館町自治会を除き、唐戸・本町・新手・土手ノ内自治会を加えた案）

### (1) 中学校区案④

- ・現在の中間中学校区から岩瀬西町・川端・栄町・片峯町・昭和町・御館町自治会を除き、唐戸・本町・新手・土手ノ内自治会を加えた案です。
- ・一定程度、生徒数の差は縮まりますが、新中間中学校は小規模校、新中間東中学校は大規模校となる見込みです。

### (2) 小学校区案④

- ・中学校区案④を検討する際に視野に入れる小学校区案です。
- ・小学校区案③の新中間北小学校区のうち、中鶴・浄花町・屋島自治会を新底井野小学校区に加えたものです。
- ・新中間西小学校区は小学校区案③と同じです。
- ・3つの新小学校の児童数の差はかなり縮まり、新中間西小学校区は近い将来、大規模校となる見込み、新底井野小学校と新中間北小学校は同等規模となる見込みです。

## ■事務局説明後、審議

- ・事務局から提案された8案すべてについて協議すると時間がかかるため、ベースとなる校区案候補として②-1、②-2、③-1、③-2を選定しました。
- ・4つのベースとなる案を選んだが、会議が進む中で、外した案に立ち返ることもあります。

- ・選定した4案で共通部分を見つけながら検討していきます。  
例えば、現中間中学校区はどの案でも新中間中学校区であり、中間北中学校区を入れるか入れないかという点や、現中間東中学校区の西部の一部をどちらにするかという点の違いとなっています。
- ・②案、③案の違いは、新中学校区案は、中間北小学校区、新手自治会の差ですが、新小学校区案では大きく違います。
- ・この審議会では、新中学校区案を審議するが、ある程度小学校区案も考慮して検討していく必要があります。
- ・事務局に対して、ベースとなる校区案候補4案を検討するため、違い等をまとめた資料の作成が依頼されました。

(各委員からの意見や質問については次のとおりです。)

意見等1：中間西小学校は卒業後、中間東中学校と中間南中学校に分かれて進学することになっていますが、小学校の卒業生が2つに分かれるのは子どもにとつていいがなものかという意見があります。また、土手ノ内地区の昔の住所は、底井野小学校区である下大隈であり、遠賀川西部の通学路で、集団登校している子どもの列に車が突っ込む事故がありました。事故後、おそらく子どもの安全確保のため、中間東小学校区になりました。他にも底井野小学校で道路工事の時に事故があり、小学生の子どもさんが亡くなっています。このことから、校区を考える際には、安全確保のことを考えて行かないといけないことや、1つの小学校の進学先を2つの中学校に分けることが良いことなのか悪いことなのか整理するために、ゆっくり考える時間がほしいと思います。

意見等2：8案の中で委員全員が全くこの案はないと思うものを、ふるいにかけて、残ったいくつかの案で検討を深め、会議を円滑に進めるとの考え方もあると思います。ただし、通学するのは大人ではなく子どもたちであるため熟考していかないといけないと思います。ただ、今回考えるのは中学生であり、大人の入り口に立つ子どもが対象なので、その辺りも考慮していけたらいいのかなと思います。

意見等3：中学生の保護者からの意見として、遠賀川の橋を渡って新中間中学校に登校させるのは怖いとの意見があります。その点についても深く考えていたらと思います。人数面など難しいこともあるとは思いますが、交通安全面についても、考えながら議論していけたらと思います。

意見等4：今回の審議会では、小学校区を想定した中学校区を検討する会ですが、中

学校の校区を考える上で小学校区は切り離して考えられないと思います。現在の計画では、中学校の再編が終わるのに合わせて、小学校の再編が進められる計画になっていますが、間違いなくその流れで進むのでしょうか。仮に小学校の再編が先送りになった場合、中学校の再編から小学校の再編までに期間が空いてしまうと、小学校卒業時に進学先が分かれることになります。またその期間がどのくらい続くのかも不透明な点についても、懸念する点の1つになってしまいます。

⇒（事務局）当初の計画では、中学校の開校後3年後として進めていましたが、現在は中学校を先行して再編することとし、配置については、中間中学校敷地と中間東中学校敷地とすることが決定しています。小学校の配置については今年の5月の総合教育会議において、市から、中間中学校敷地、中間西小学校敷地、中間北小学校敷地の3校を活用する提案を受けておりますが、場所については決まっていません。教育委員会事務局としては、小学校再編も進めて行きたいところですが、まずは喫緊の課題である中学校再編について進めていけたらと考えています。

意見等5：今回の審議会の資料について、どこまで話してよいのでしょうか。地区的住民や民生委員に校区案の意見を聞く際に、おそらく小学校区の意見が出てくると思いますが、小学校区についての意見も聞いた方がよいのか、小学校の配置はまだ決まっていないと話した方がよいのでしょうか。

⇒（事務局）現在、小学校の配置については決定していませんが、中間中学校敷地、中間西小学校敷地、中間北小学校敷地の3校を見据えて検討していきたいと思います。

意見等6：現中間東小学校区は、どの案でも、中学校へ分かれしていくようになっています。中学校再編から小学校再編までの間、現在の小学校から一部の児童だけが進学先が分かれことになりますが、変遷期の間は、希望する学校を選択することができますか。

⇒（事務局）移行期間については柔軟な対応が必要であると考えています。少しでも子どもたちへの影響がない方法を検討していきたいと考えています。

意見等7：同じ小学校の子どもたちが別々の中学校に進むという形については、賛成しづらい部分もあります。希望する学校を選択できる等の対応まで話せた

らと思います。

意見等8：中間西小学校は今まで何十年も進学する中学校が分かれています。これだけ少子化が進んでいるため、進学先の中学校が分かれる点については仕方ない部分もあると思います。

意見等9：本日の審議会で出た校区案については、役員会や自治会などで公開して大丈夫でしょうか。

⇒（議長）この審議会が公開で行われているので、公開して大丈夫です。

#### ○事務連絡

- ・次回の第3回審議会は、12月4日（木）午後3時30分から、場所は市役所別館3階特別会議室を予定しています。
- ・次回の審議会に欠席する委員は、「意見等提出書」の提出をお願いします。

【閉会時刻：午後4時29分】